

佐世保工業高等専門学校の有する個人情報の管理等に関する規則

(平成19年12月25日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の有する個人情報の管理等については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「学科等」とは、各学科、基幹教育科、専攻科、図書館、情報処理センター、学生相談室、地域共同テクノセンター、EDGE キャリアセンター、技術室、総務課及び学生課をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 本校における保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

(保護管理者)

第4条 保護管理者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学科及び基幹教育科の長
- (2) 専攻科長
- (3) 図書館長
- (4) 情報処理センター長
- (5) 学生相談室長
- (6) 地域共同テクノセンター長
- (7) EDGE キャリアセンター長
- (8) 技術室長
- (9) 総務課長及び学生課長

2 保護管理者は、各学科等の保有個人情報に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保有個人情報を取り扱う機器の安全の確保等に関すること
- (2) 保有個人情報の取扱状況の記録に関すること
- (3) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること
- (4) 保有個人情報を取り扱う機器を設置する室等の管理に関すること

- (5) 保有個人情報の点検に関すること
 - (6) 事案の報告及び再発防止措置に関すること
- (保護担当者)

第5条 保護担当者は、前条の保護管理者が当該学科等の教職員のうちから指名する者をもって充てる。ただし、総務課及び学生課においては、原則として当該課に所属する課長補佐、専門職員及び係長とする。

- 2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐し、各学科等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報取扱担当者)

第6条 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者が指名する者をもって充てる。

- 2 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者から指定された役割及び範囲内で番号法第2条第5項に規定する個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(個人情報相談窓口)

第7条 本校に、取扱規則第2条第2項及び第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

- 2 個人情報相談窓口は、総務課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。